

風水害編

《目 次》

第1章 総則	165
第1節 風水害対策の基本方針	167
第2節 災害の想定	167
第1 洪水	167
第2 高潮	170
第2章 災害予防計画	171
第1節 水害の予防対策	173
第1 水害予防	173
第2 浸水想定区域の周知等	173
第2節 高潮災害予防対策	175
第1 海岸保全	175
第2 避難確保	176
第3節 風害の予防対策	177
第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	177
第2 農作物等の風害防止対策	177
第4節 雪害の予防対策	178
第1 道路雪害防止対策	178
第2 農作物等の雪害防止対策	178
第5節 防災体制の整備	179
第1 防災意識の向上	179
第2 消防体制の整備	179
第3 要配慮者等の安全確保のための体制整備	179
第4 情報通信体制の整備	179
第5 備蓄・物流計画	179
第6 防災関連施設の整備	179
第7 帰宅困難者等対策	179
第8 防災体制の整備	180
第3章 災害応急対策計画	181
第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用	183
第1 町職員の非常配備	183
第2 町災害対策本部の設置	185
第3 災害救助法の運用	185
第2節 応援等の要請・受入	186
第3節 情報通信・広報広聴	187
第1 防災気象情報の収集・伝達	187
第2 通信の確保	188
第3 被害情報等の収集・報告	188
第4 災害広報・報道対応	188
第5 安否照会への対応	188

第6 災害相談窓口の設置	188
第7 被害家屋調査・罹災証明書の発行	189
第8 被災者台帳の作成	189
第4節 避難情報の発令	190
第1 避難情報の発令等	190
第2 避難誘導等	193
第5節 避難所の開設等	194
第6節 要配慮者等の支援	195
第7節 医療救護・保健衛生	196
第8節 遺体の搜索・埋火葬等	197
第9節 消防・水防活動	198
第1 消防・救助・救急活動	198
第2 危険物等の対策	198
第3 水防活動	198
第10節 交通・輸送対策	201
第1 警備・防犯	201
第2 道路災害の警戒	201
第3 緊急通行路線の確保	201
第4 緊急輸送	201
第11節 帰宅困難者等対策	202
第12節 水・食料・生活物資等対策	203
第13節 応急教育・応急保育等	204
第14節 災害廃棄物・環境対策	205
第15節 住宅対策	206
第16節 ライフライン施設等応急対策	207
第17節 災害ボランティアの受入等	208
第18節 龍巣等対策	209
第1 龍巣情報の収集・伝達	209
第2 龍巣被害への対応	209
第4章 災害復旧・復興計画	211
第1節 被災者の生活再建支援	213
第2節 災害復旧事業の推進	213
第3節 災害復興計画	213

第1章 総則

第1節 風水害対策の基本方針

本計画は、総則編で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

なお、本町は太平洋に面したほぼ平坦な地勢を持ち、海岸線に沿って砂丘が発達していることから浸水時には長時間浸水が滞留しやすいという特性があるなど、防災面での課題を抱えている。

台風や集中豪雨、竜巻などの発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

第2節 災害の想定

第1 洪水

1. 南白亀川浸水想定区域

県は、水位周知河川に指定している南白亀川の流域の計画規模降雨（228.3mm/24h）と想定最大規模降雨（663.7mm/24h）での氾濫を想定した浸水予測を行っている。

(1) 想定最大規模降雨

浸水範囲は、概ね九十九里有料道路より内陸側、県道123号までの広い範囲で浸水が想定され、町内の最大浸水深は3.0～5.0mに達する。特に支川内谷川との合流地点の本川右岸では、3.0～5.0mの浸水となる範囲が広い。合流点より下流側の本川沿いと、県道123号線の東側沿道では0.5～3.0mの浸水が想定されており、その外縁に0.5m未満の浸水が想定される箇所が分布している。

また、町内では、本川沿いの左右岸の多くで河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域が分布している。南白亀川では、氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域が町外の一部でみられるが、町内には存在しない。また、町内の浸水継続時間は最大で72～168時間と想定される。特に内谷川との合流地点より上流の本川左右岸と、合流点より下流の右岸で浸水継続時間が長い傾向がある。

(2) 計画規模降雨

浸水範囲は、内谷川との合流点より上流では想定最大規模と概ね相似しているが、最大浸水深は0.5～3.0mに止まる。合流点より下流では浸水想定範囲は河川沿いに限られる傾向があるが、本川左岸では県道123号に沿って浸水想定区域が伸びるほか、右岸側でも古所など一部地区で浸水想定区域の拡がりがみられる。



<想定最大規模の南白亀川洪水浸水想定区域（千葉県資料に加筆）>

2. 一宮川浸水想定区域

県は、水位周知河川に指定している一宮川について流域の計画規模降雨（308mm/24h）と想定最大規模降雨（640.2mm/24h）での氾濫を想定した浸水想定を行っている。

(1) 想定最大規模降雨

一宮川で想定最大規模の降水による洪水が発生した場合、茂原市中央部を南流する支川阿久川からの洪水と、長生村の一宮川河口部から海岸砂丘に沿って北側に伸びる洪水の2方面からの浸水が想定されている。前者の浸水範囲は、町域の西端から南白亀川ー内谷川を結ぶ線までの低地部一帯で、浸水深は最大で0.5~3.0mである。南白亀川ー内谷川を結ぶ線より西側であっても、集落の載る微高地の多くは浸水しない。後者の浸水範囲は町域の南東端の一部に限られるが、浸水深は阿久川からの洪水と同じく最大で0.5~3.0mであり、集落へも広く浸水する想定となっている。

(2) 計画規模降雨

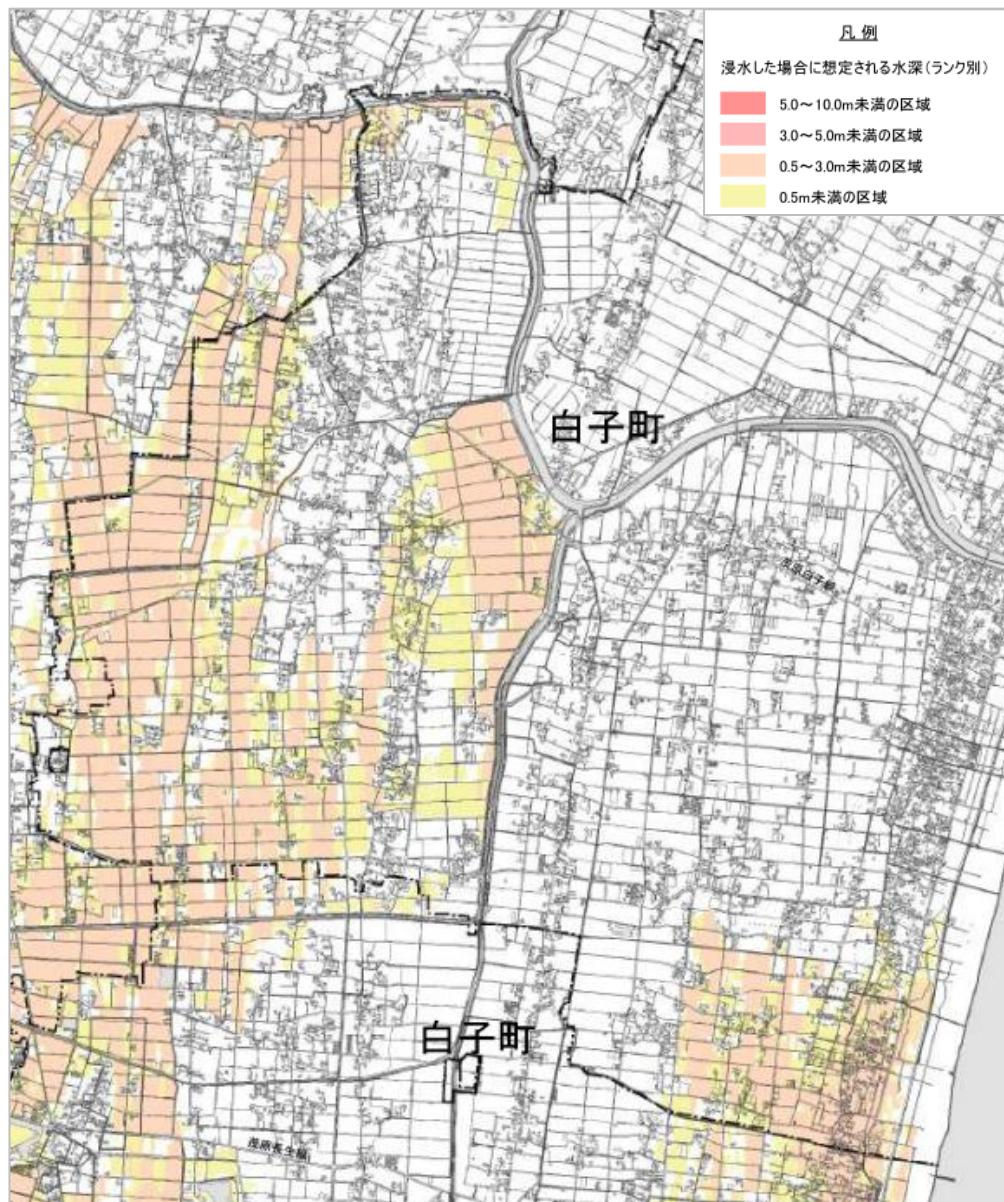
計画規模の降水による浸水範囲は、一宮川河口部からの洪水によるものに限られており、その場合の浸水範囲も、想定最大規模より狭い。想定浸水深は最大で0.5~3.0mと、想定最大規模の降水と同じであるが、0.5m未満の浸水深の面積割合が高くなっている。

3. 堀川水系堀川浸水想定区域

県は、想定最大規模の降雨（堀川流域の24時間総雨量690.0mm）で堀川が氾濫した場合の浸水想定を行っている。

町内の浸水範囲は南白亀川より北側の西部に広がっている。浸水深は概ね0.5m未満であるが、局地的に最大3m未満の浸水箇所がある。

第1章 第2節 災害の想定



〈想定最大規模の一宮川洪水浸水想定区域（千葉県資料に加筆）〉



〈堀川浸水想定区域（ちば情報マップより）〉

第2 高潮

1. 想定条件

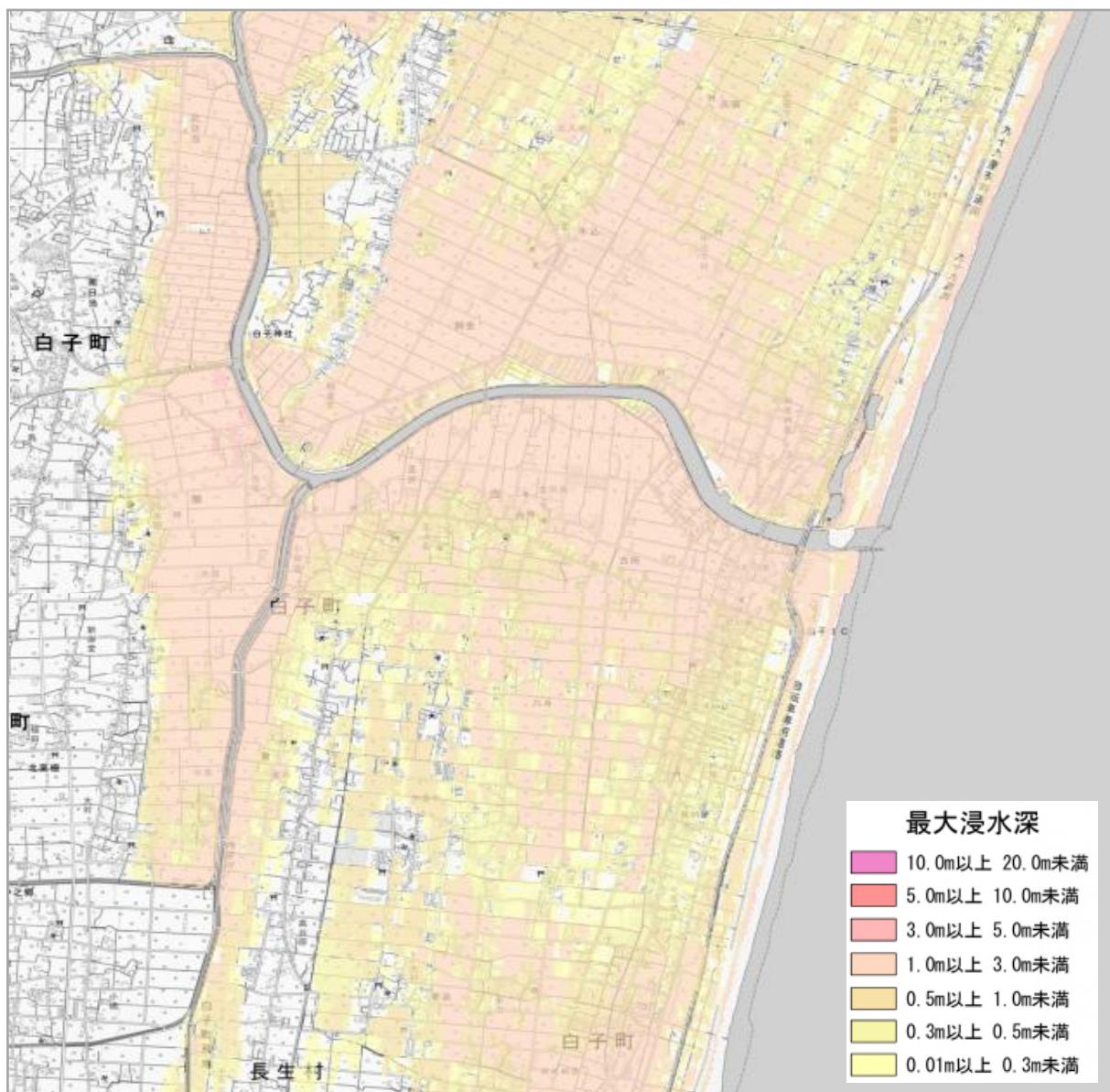
県は、千葉東沿岸を対象に、想定最大規模の高潮で氾濫が発生した場合の浸水想定区域について浸水深、浸水継続時間を作成している。

〈高潮浸水想定の条件〉

- 既往最大規模の台風を基本として想定
(中心気圧：室戸台風級 半径及び移動速度：伊勢湾台風級)
- 最大規模の高潮となるような台風経路を設定
- 高潮と同時に河川での洪水を考慮
- 最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む

2. 浸水想定

浸水範囲は海岸から約4km付近まで達し、町内は広範囲に3m未満の浸水が予測されている。また、浸水継続時間は72時間以内と予測されている。



〈町内の想定最大規模の高潮浸水想定区域の分布〉

第2章 災害予防計画

第1節 水害の予防対策

項目	担当
第1 治水事業の推進	総務課、産業課、建設課、長生土木事務所、長生農業事務所、千葉県道路公社
第2 浸水想定区域の周知等	総務課、健康福祉課、教育課

第1 水害予防

1. 流域治水の推進

町（総務課、建設課）は、南白亀川流域治水協議会が策定した「南白亀川水系流域治水プロジェクト」を推進する。

なお、本プロジェクトにおいて、町内では本川の堤防未整備区間の堤防整備を実施するほか、樹木の伐採や堆積土の撤去などの事業が実施されることになっている（いずれも県事業）。町は、県の実施する事業に協力するほか、開発行為に対する雨水貯留浸透施設設置の指導や、水害対応タイムラインの活用など、本プロジェクトに位置付けられた事業の推進に努める。

2. 雨水排水施設の整備

町（建設課）は、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」に基づき、県の指導を受けて雨水排水の流出抑制対策を推進する。また、地域の特性を考慮し、必要に応じて雨水排水施設の整備を検討する。

3. 農地・農作物の水害予防

町（産業課）は、長生農業事務所、長生農業協同組合等と連携し、営農上の水害予防対策を講じる。

4. 道路の水害予防

道路管理者（建設課、長生土木事務所、千葉県道路公社）は、台風や集中豪雨等による道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進め、災害に強い道路づくりに努める。

また、道路交通の危険防止、交通の安全確保のため、パトロールの徹底を図る。

第2 浸水想定区域の周知等

1. 浸水想定区域の調査

県及び町（総務課）は河川周辺地域での外水及び内水の氾濫の影響により、家屋の浸水が予想される浸水想定区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努める。

2. 浸水想定区域等の周知

町（総務課）は、水害の危険性を正しく普及するため、洪水ハザードマップや広報紙等により、住民に対して浸水想定区域や指定緊急避難場所、適切な避難行動等を周知する。

3. 要配慮者利用施設の避難確保

水防法の規定に基づき、洪水浸水想定区域内に存在する高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設の所有者又は管理者は、洪水時における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する避難確保計画を作成し、町への報告及び計画に基づく訓練を行う。また、自衛水防組織の設置に努める。

第2章 第1節 水害の予防対策

町（総務課）は、避難確保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの技術的支援等を行う。なお、水防法の規定により避難確保計画の作成及び訓練等を義務づける要配慮者利用施設は、資料編に示す。

第2節 高潮災害予防対策

項目	担当
第1 海岸保全	長生土木事務所
第2 避難確保	総務課、健康福祉課、教育課

第1 海岸保全

県は、高潮、津波等による九十九里海岸の浸食等を予防するため、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」による海岸保全施設の整備等を推進する。

〈海岸保全施設の整備計画の概要〉

種別	整備方針	種類 新設○、改良○	規模 (延長等、天端高)		維持又は修繕の方法			
			R6 年度末	計画				
整備区域（一連区間）：九十九里海岸 南九十九里一号地区（白子）								
管理者：国土交通省 水管理・国土保全局								
浸食高潮	急激な侵食が連鎖的に伝播することを防止し、安定海浜を保つため、海岸利用や漁業活動への影響に配慮しながら養浜と施設整備（離岸堤）を組み合わせた対策を実施する。また、沿岸漂砂の上手側の海岸で施設整備が進むことにより、将来的に侵食が波及することが予想されることから、汀線の変化を観測しながら、その予測される侵食に対し、必要に応じ養浜と追加施設※（離岸堤やヘッドランド）を整備する。津波被害を軽減させるために開口部処理または堤防工は、地域の実情に応じて実施する。	堤防・護岸	L=2, 245m T. P. 4. 0m	L=- T. P. 6. 0m	海水浴など海岸利用が本格的に行われる時期や異常時を中心とした巡視、及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、洗掘などの地形変化や施設の変状（基礎の露出、ひび割れ、破損、沈下など）について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、長寿命化を図るなど、適切な老朽化対策、施設の修繕を実施する。当地区は県立九十九里自然公園白子集団施設地区を擁しており、年間を通して保養地、観光地としての需要がある。またアカウミガメ、ハマボウフウ、コアジサシ等を対象とした民間の自然保護活動が盛んである。維持・修繕にあたっては以上の点に十分留意する。			
			-	一式 T. P. 6. 0m				
		堤防又は開口部処理（津波対策）○○	-	3 基	海岸利用が見込まれる時期や異常時を中心とした巡視、及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状（堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など）について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。			
		ヘッドランド○	-	2 基	海水浴など海岸利用が本格的に行われる時期や異常時を中心とした巡視、及び、原則として1回/5年程度の定期点検を行い、施設の変状（堤体の沈下、ブロックの移動、散乱など）について把握し、施設の劣化や周辺の状況に応じて、所要の応急措置を講じ、適切な施設の修繕を実施する。			
		離岸堤○	-					

また、県の九十九里浜侵食対策計画を推進し、古所海水浴場及び中里海水浴場で砂浜幅40m以上を確保することを目的に、砂浜が存在しない区間を含めそれ以外の区域は越波が発生せず、護岸が破壊しないよう現状海浜断面地形を維持するための取組を推進する。

第2 避難確保

町（総務課）は、高潮からの円滑かつ迅速な避難を確保するため、本章 第1節「第2 浸水想定区域の周知等」に準じ、高潮浸水想定区域及びこれに対応する指定緊急避難場所の周知、高潮浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等を促進する。

第3節 風害の予防対策

項目	担当
第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	総務課
第2 農作物等の風害防止対策	産業課、長生農業事務所、長生農業協同組合

第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

町は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下の普及啓発を図る。

1. 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けるよう啓発する。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があることに留意する。「予告的な気象情報」と「雷注意報」は各地の気象台から、「竜巻注意情報」は気象庁から発表される。

2. 身を守るための知識

台風から身を守るためにには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めることを普及する。

第2 農作物等の風害防止対策

町（産業課）、長生農業事務所、長生農業協同組合等は、農作物の風害防止について防風林・防風垣・砂防林・多目的防災網の設置等を指導し、被害の軽減を図る。また、降雹等の被害についても指導する。

第4節 雪害の予防対策

項目	担当
第1 道路雪害防止対策	建設課、長生土木事務所、千葉県道路公社
第2 農作物等の雪害防止対策	産業課、長生農業事務所、長生農業協同組合

第1 道路雪害防止対策

道路管理者（建設課、長生土木事務所、千葉県道路公社）は、路面の凍結防止や円滑な除雪を実施する体制を確保する。

- (1) 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- (2) 除雪委託業者との連絡系統の確立
- (3) 路面凍結防止剤の備蓄
- (4) 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- (5) 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- (6) 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

第2 農作物等の雪害防止対策

町（産業課）は、長生農業事務所、長生農業協同組合等と協力し、農作物の雪害防止について指導し、被害の軽減を図る。

第5節 防災体制の整備

項目	担当
第1 防災意識の向上	総務課、企画財政課、商工観光課、教育課、長生郡市広域消防本部、消防団
第2 消防体制の整備	長生郡市広域消防本部
第3 要配慮者等の安全確保のための体制整備	総務課、住民課、健康福祉課、教育課、社会福祉施設管理者
第4 情報通信体制の整備	総務課、NTT東日本(株)
第5 備蓄・物流計画	総務課、健康福祉課、商工観光課、長生郡市広域消防本部
第6 防災関連施設の整備	総務課、保健福祉課、教育課
第7 帰宅困難者等対策	総務課、商工観光課、NTT東日本(株)、県
第8 防災体制の整備	総務課、各課等

第1 防災意識の向上

地震・津波編 第2章「第1節 防災意識の向上」に準ずる。

第2 消防体制の整備

地震・津波編 第2章「第4節 消防体制の整備」に準ずる。

第3 要配慮者等の安全確保のための体制整備

地震・津波編 第2章「第6節 要配慮者等の安全確保のための体制整備」に準ずる。

第4 情報通信体制の整備

地震・津波編 第2章「第7節 情報通信体制の整備」に準ずる。

第5 備蓄・物流計画

地震・津波編 第2章「第8節 備蓄・物流計画」に準ずる。

第6 防災関連施設の整備

地震・津波編 第2章「第9節 防災関連施設の整備」に準ずる。

第7 帰宅困難者等対策

地震・津波編 第2章「第10節 帰宅困難者等対策」に準ずる。

第8 防災体制の整備

地震・津波編 第2章「第11節 防災体制の整備」に準ずる。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

項目	担当
第1 町職員の非常配備	各班
第2 町災害体制本部の設置	各班、長生都市広域消防本部
第3 災救助法の運用	各班、長生都市広域水道部、長生都市広域消防本部

第1 町職員の非常配備

1. 職員の非常配備

風水害に対する町職員の配備基準、体制は次のとおりとし、気象警報等の種類によっては自動配備をとる。

なお、非常配備職員の編成計画は毎年作成し、職員に周知しておく。

〈風水害時の非常配備基準〉

配備種別	配備基準	配備内容	配備人員
情報収集体制	<p>次のいずれかに該当し、町長が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 町内で以下の気象警報等が発表されたとき ① 大雨警報 ② 洪水警報 ③ 暴風警報 ④ 暴風雪警報 ⑤ 大雪警報 ⑥ 高潮警報</p> <p>(2) 深夜から明け方に上記の警報の発表が予想されたとき</p> <p>(3) その他、被害の発生が予想されるとき</p>	災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	総務課 建設課
災害即応体制	<p>次のいずれかに該当し、町長が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 町内に「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき</p> <p>(2) 気象警報（波浪を除く。）が発表され、かつ、町が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき</p> <p>(3) 深夜から明け方に(1)又は(2)の情報の発表が予想されるとき</p> <p>(4) その他、大きな被害の発生が予想されるとき</p>	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	情報収集体制に加え 副町長 環境課 産業課 ガス事業所 自衛消防隊

第3章 第1節 応急活動体制の確保・災害救助法の運用

配備種別	配備基準	配備内容	配備人員
災害対策本部 第1配備	<p>次のいずれかに該当し、町長が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 町内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき（波浪を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大雨特別警報 ② 暴風特別警報 ③ 暴風雪特別警報 ④ 大雪特別警報 ⑤ 高潮特別警報 <p>(2) 以下の①から③のいずれかに該当し、総合的な対策を講ずる必要があるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本町の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき ② 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ③ 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき <p>(3) 本町の全域が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。^(※)</p> <p>*本町の区域が暴風域に入るまでに配備するものとする。</p>	情報、水防、輸送、医療救護等の応急対策活動が円滑に行い得る体制とする。	災害対策本部を構成するすべての町の機関
災害対策本部 第2配備	<p>次のいずれかに該当する場合で、本部長（町長）が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 町の広範囲にわたる災害が発生したとき</p> <p>(2) 局地的災害であっても被害が甚大であるとき</p> <p>(3) 大規模の災害発生を免れないと予想されるとき</p>	災害対策本部第1配備を強化し対処できる体制とする。	同上
災害対策本部 第3配備	<p>次のいずれかに該当する場合で、本部長（町長）が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 町の広範囲にわたる災害が発生したとき</p> <p>(2) 局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき</p> <p>(3) 大規模の災害発生を免れないと予想されるとき</p>	町の組織及び機能のすべてをあげて対処できる体制とする。	同上

(注) 配備の特例措置

- 1) 配備体制を強化する必要があると町長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。
- 2) 各課等の長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、総務課長と協議の上、町長の承認を得て、当該課の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。

町職員は非常配備の際及び非常配備に備え、次の事項を遵守する。

- ① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
 - ② 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
 - ③ 状況に応じて不急の行事、会議、出張等を中止する。

- ④ 正規の勤務時間が終了しても所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ⑤ 速やかに災害対策作業を開始できる服装、名札等を用意する。
- ⑥ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

2. 職員の動員

地震・津波編 第3章 第1節 第1 「2. 職員の動員」に準ずる。

第2 町災害対策本部の設置

地震・津波編 第3章 第1節 「第2 町災害対策本部の設置」に準ずる。

第3 災害救助法の運用

地震・津波編 第3章 第1節 「第3 災害救助法の運用」に準ずる。

第2節 応援等の要請・受入

地震・津波編 第3章「第2節 応援等の要請・受入」に準ずる。

第3節 情報通信・広報広聴

項目	担当
第1 防災気象情報の収集・伝達	総務班、長生郡市広域消防本部、各防災関係機関
第2 通信の確保	各班、各防災関係機関
第3 被害情報等の収集・報告	各班、各防災関係機関
第4 災害広報・報道対応	総務班
第5 災害相談窓口の設置	住民班、各班
第6 安否照会への対応	住民班
第7 被害家屋調査・罹災証明書の発行	税務班、長生郡市広域消防本部
第8 被災者台帳の作成	総務班、各班

第1 防災気象情報の収集・伝達

1. 防災気象情報の把握

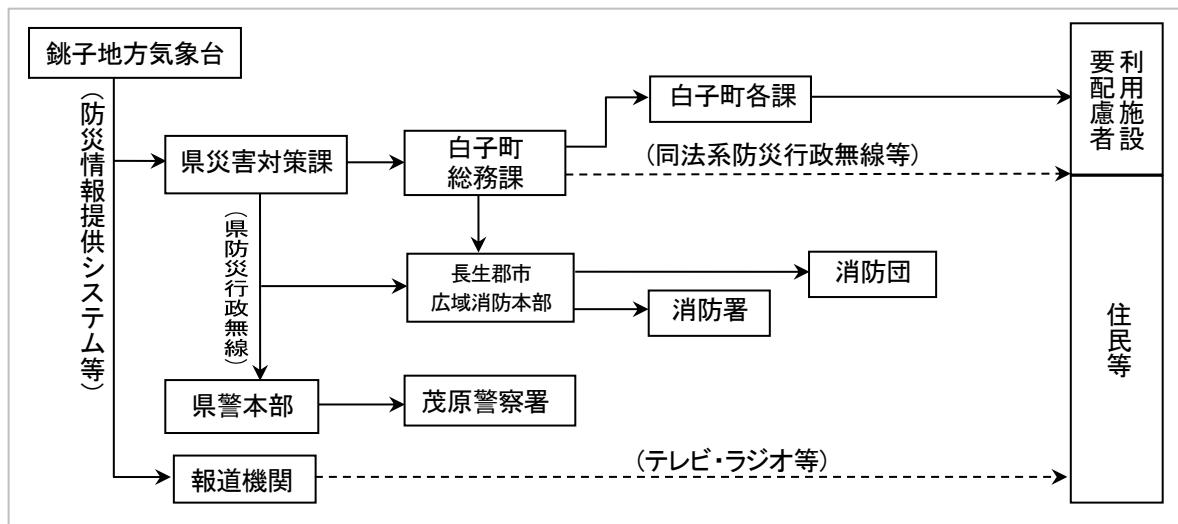
町（総務班）は、千葉県防災情報システムが提供する各種防災気象情報を監視し、必要に応じて関係各班に情報提供する。

2. 警報等の伝達

町（総務班）は、町域の風水害に関する気象警報等が発表された場合、関係者にその旨を伝達する。なお、特別警報が発表された場合は速やかに住民にその旨を伝達し、直ちに身の安全を守る行動をとるよう呼びかける。

〈気象警報等の種類〉

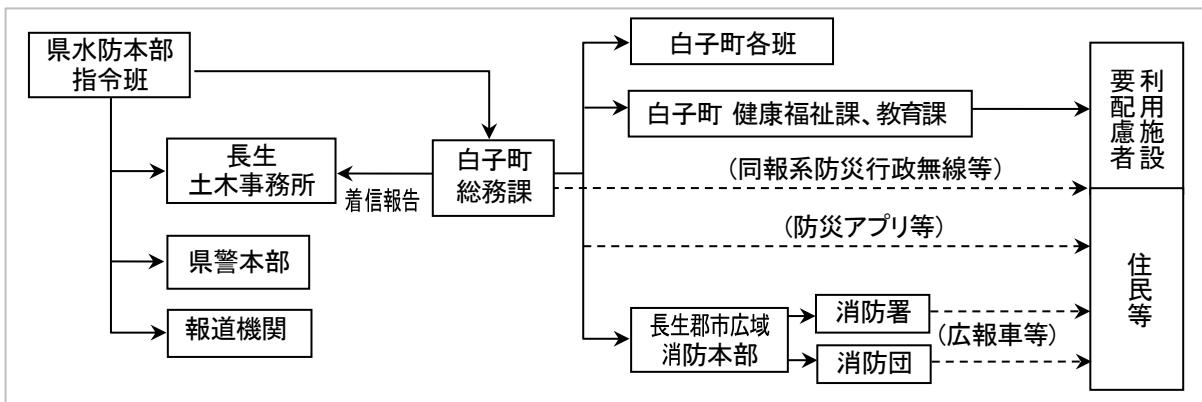
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷・着雪、土砂崩れ
警報	大雨（浸水害、土砂災害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮、土砂崩れ
特別警報	大雨（浸水害、土砂災害）、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、土砂崩れ
その他	早期注意情報（警報級の可能性）、全般気象情報、関東甲信地方気象情報、記録的短時間大雨情報、線状降水帯に関する各種情報



〈気象警報等の伝達系統〉

3. 特別警戒水位到達情報の伝達

水位周知河川である南白亜川の特別警戒水位到達情報等が通知された場合、町（総務班）は関係各班を通じて浸水想定区域内の住民及び要配慮者利用施設の管理者等にその旨を伝達する。



〈特別警戒水位到達情報の伝達系統〉

4. 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町（総務班）、警察官又は海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに町（総務班）に通報する。通報を受けた町（総務班）は、直ちに次の機関に通報する。

- (1) 銚子地方気象台
- (2) その災害に關係のある近隣市町村
- (3) 最寄りの県出先機関及び警察署

第2 通信の確保

地震・津波編 第3章 第3節「第2 通信の確保」に準ずる。

第3 被害情報等の収集・報告

地震・津波編 第3章 第3節「第3 被害情報等の収集・報告」に準ずる。

第4 災害広報・報道対応

地震・津波編 第3章 第3節「第4 災害広報・報道対応」に準ずる。

第5 安否照会への対応

地震・津波編 第3章 第3節「第5 安否照会への対応」に準ずる。

第6 災害相談窓口の設置

地震・津波編 第3章 第3節「第6 被災者台帳の作成」に準ずる。

第7 被害家屋調査・罹災証明書の発行

地震・津波編 第3章 第3節「第7 被害家屋調査・罹災証明書の発行」に準ずる。

第8 被災者台帳の作成

地震・津波編 第3章 第3節「第8 被災者台帳の作成」に準ずる。

第4節 避難情報の発令

項目	担当
第1 避難情報の発令等	総務班、健康福祉班、消防班、長生郡市広域消防本部、県、茂原警察署、銚子海上保安部、自衛隊、自治会・自主防災組織

第1 避難情報の発令等

1. 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

町長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難を指示し、緊急を要すると認めるとときは緊急安全確保を指示する。

また、避難指示等に先立ち、住民の立ち退き避難の準備と要配慮者等の立ち退き避難の開始を促すため「高齢者等避難」を発令する。

なお、立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは「緊急安全確保」を発令する。

その他、知事、警察官、海上保安官、自衛官等は、災害対策基本法等の規定に基づき、災害から人命等を保護する必要がある場合は当該地域の住民等に対して避難指示等を発令する。

なお、本部長（町長）不在の場合は、副本部長（副町長）、総務班長（総務課長）の順に権限を代行する。

〈避難除法の発令権者及び要件〉

区分	実施者	要件等	根拠法令
高齢者等避難	町長	警報等の伝達に当たり、要配慮者の円滑な避難が図られるよう必要な情報を提供するとき	災害対策基本法 第56条第1項
避難指示	町長	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があるとき	災害対策基本法 第60条第1項
	知事	町が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条第6項
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第25条
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	警察官及び海上保安官	町長が指示することができないとき又は町長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条第1項
	警察官	人命又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災などで、特に急を要するとき	警察官職務執行法 第4条
	災害派遣を命じられた自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	自衛隊法 第94条第1項
緊急安全確保	町長	立退き避難を行うことがかえって人命又は身体に危険を及ぼすおそれがあり、緊急を要すると認められるとき	災害対策基本法 第60条第3項
	知事	災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたとき	災害対策基本法 第60条第6項

第3章 第4節 避難情報の発令

区分	実施者	要件等	根拠法令
	警察官・海上保安官	町長が指示することができないとき又は町長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条第1項

〈避難情報の種類と住民等の行動〉

[警戒レベル] 避難情報等	居住者等がとるべき行動等
[レベル5] 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者※等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、又は避難の準備をするなど自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
[レベル4] 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
[レベル3] 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

(注) 「立退き避難」とは災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等にいては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。

「屋内安全確保」とは災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

「緊急安全確保」とは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための行動である。

(2) 洪水、高潮に対する避難情報の発令

本部長（総務班）は、河川の氾濫及び高潮に対し、防災気象情報、気象台や県（長生土木事務所）からの助言、現場の巡回報告、住民からの通報等を考慮し、総合的かつ迅速に避難指示の発令を行い、発令基準は次のとおりとする。

発令基準は次のとおりとし、5段階の警戒レベルに対応した情報発信を行う。

第3章 第4節 避難情報の発令

〈避難情報の発令基準（洪水・高潮）〉

種類	災害事象	発令基準の目安
〔警戒高齢者等避難ベル3〕	洪水浸水	①河川水位が氾濫注意水位を超え、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） <ul style="list-style-type: none"> ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水キキクルが「警戒」のとき ②堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	高潮浸水	①高潮警報が発表されたとき ②高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ③高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で台風の暴風域が本町にかかると予想されている、又は台風が本町に接近することが見込まれる場合 ④強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に本町に接近・通過することが予想される場合 ⑤伊勢湾台風級の台風が本町に接近し、上陸 24 時間前に特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
〔警戒避難ベル指示4〕	洪水浸水	①河川水位が計画高水位又は氾濫開始水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） <ul style="list-style-type: none"> ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水キキクルが「危険」のとき ②堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ③避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ④避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
	高潮浸水	①高潮警報発表時で、風向・風速などから、人的被害や家屋被害の発生する危険性が特に高いと判断された場合 ②高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合
〔警戒緊急安全ベル確保5〕	洪水浸水	①河川水位が氾濫開始水位又は堤防高に到達したとき ②洪水キキクルが「災害切迫」になったとき ③堤防に異常な漏水・侵食の進行、亀裂・すべりの発生等が確認された場合 ④樋門等の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ⑤堤防の決壊、氾濫が確認されたとき
	高潮浸水	①高潮特別警報が発表されたとき ②防潮堤の倒壊や決壊等が発生した場合又はそのおそれがある場合 ③異常な越波・越流が発生した場合 ④高潮氾濫が発生した場合

2. 警戒区域の設定

地震・津波編 第3章 第4節 第1 「2. 警戒区域の設定」に準ずる。

3. 避難情報の解除

地震・津波編 第3章 第4節 第1 「3. 避難指示等の解除」に準ずる。

4. 情報共有

地震・津波編 第3章 第4節 第1 「4. 情報共有」に準ずる。

5. 複合災害措置

地震・津波編 第3章 第4節 第1 「5. 複合災害措置」に準ずる。

6. 避難情報の伝達

地震・津波編 第3章 第4節 第1 「6. 避難情報の伝達」に準ずる。

7. 避難誘導

地震・津波編 第3章 第4節 第1 「7. 避難誘導」に準ずる。

8. 広域避難

地震・津波編 第3章 第4節 第1 「8. 広域避難」に準ずる。

第2 避難誘導等

地震・津波編 第3章 第4節 「第1 避難情報の発令等」に準ずる。

第5節 避難所の開設等

地震・津波編 第3章「第5節 避難所の開設等」に準ずる。

第6節 要配慮者等の支援

地震・津波編 第3章「第6節 要配慮者等の支援」に準ずる。

第7節 医療救護・保健衛生

地震・津波編 第3章「第7節 医療救護・保健衛生」に準ずる。

第8節 遺体の搜索・埋火葬等

地震・津波編 第3章「第8節 遺体の搜索・埋火葬等」に準ずる。

第9節 消防・水防活動

項目	担当
第1 消防・救助・救急活動	消防班、長生郡市広域消防本部
第2 危険物等の対策	長生郡市広域消防本部
第3 水防活動	総務班、産業班、建設班、長生郡市広域消防本部、消防班

第1 消防・救助・救急活動

地震・津波編 第3章 第9節「第1 消防・救助・救急活動」に準ずる。

第2 危険物等の対策

地震・津波編 第3章 第9節「第2 危険物等の対策」に準ずる。

第3 水防活動

本町は水防法に基づく指定水防管理団体ではなく、また、町内には水防警報を行う河川、海岸がないことから、水防計画の策定、水防本部の設置等は行わない。しかし、町内には、重要水防箇所が南白亀川に2箇所（白子町閔、白子町北日当～茂原清水）ある※ことから、千葉県水防計画に準じて次の水防活動を実施する。

※千葉県水防計画（令和7年度）による。

1. 水防体制

町（総務課、産業課、建設課）は、県水防本部の配備体制に準じ、次の基準により水防体制を確立する。

配備種別	配備基準
水防準備体制	① 大雨、高潮、洪水注意報が発表され、町長が必要と認めたとき。
水防注意体制	① 大雨、高潮、洪水警報が発表され、町長が必要と認めたとき。 ② 深夜から明け方に大雨、洪水警報の発表が予想され、町長が必要と認めたとき。
水防警戒体制	① 大雨、高潮、洪水警報が発表され、町長が必要と認めたとき。 ② 水位周知河川（南白亀川）が、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。
水防非常第1体制	① 気象特別警報（大雨、高潮）が発表されたとき。 ② 台風等で広範囲にわたり相当な被害が発生する恐れがあり、また、一部に相当な被害が発生し、町長が指示したとき。 ③ 災害対策本部を設置し、本部第1配備体制をとるとき。
水防非常第2体制	① 台風等で町全域にわたり甚大な被害が発生する恐れがあり、また、一部に甚大な被害が発生し、町長が指示したとき。 ② 災害対策本部を設置し、本部第2配備体制以上をとるとき。

2. 水防団（消防団）の配備

町長（本部長）は、次の状況に該当する場合、水防団（消防団）を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(1) 出動準備

- ア 河川の水位が通報水位（水防団待機水位）に達してさらに上昇するおそれがあり、出動の必要が予測されるとき。
イ 上記のほか、町長が水防上必要があると認めたとき。

(2) 出動

- ア 河川の水位が警戒水位（はん濫注意水位）に達したとき。
イ 上記のほか、町長が水防上必要があると認めたとき。

3. 水防配備の解除

町長（本部長）は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。なお、配備を解除したときは現地指導班（長生土木事務所）を通じて県水防指令班（河川環境課）に報告する。

4. 情報の収集・伝達

(1) 警報、雨量・水位等

気象等予警報、洪水予報、水防警報を受信・伝達するほか、県水防情報システム等で雨量、河川水位等の観測値を監視する。また、状況に応じて関係機関に情報提供を行う。

(2) 決壊時の通報

水防法第25条に基づき、堤防その他の施設が決壊したとき（地震による場合も含む。）は、水防管理者（町長）は、直ちにこれを関係者（当該施設の管理者及び現地指導班（長生土木事務所））に通報する。

5. 河川のはん濫・浸水被害等の拡大防止

(1) 警戒巡視

重要水防箇所、二次災害につながるおそれのある堤防等の巡視、警戒を行い、浸水、はん濫の危険性の把握に努める。特に、集中豪雨等による急激な出水・増水の際には迅速に対処するとともに、避難指示の的確な実施に努める。

(2) 河川等施設の被害拡大防止措置（応急復旧措置）

ア 河川施設の損壊等による 浸水防止	出水等による浸水被害が生じたり、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。
イ 堤防の決壊等による出水 防止措置	堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。
ウ 河川施設の応急復旧	そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある堤防施設については、関係業者等を手配するなど早期に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。
エ その他の水防活動の実施	・出動、監視、警戒及び水防作業 ・通信連絡及び輸送 ・避難のための立ち退き

6. 応援・協力要請

(1) 他の水防管理者等への応援要請

水防法第23条に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）は他の水

防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。

(2) 警察官の出動要請

水防法第22条に基づき、水防管理者は水防のため水防区域の立入禁止、盗難予防、避難立退きのための誘導及び緊急輸送等の必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

7. 水防報告

(1) 緊急報告

次の状況に該当するときは、水防管理者（町長）は現地指導班長（長生土木事務所長）に緊急報告を行う。

- ア 消防機関等を出動させたとき。
- イ 他の水防管理者に応援を要求したとき。
- ウ 堤防が決壊、はん濫したとき。
- エ その他必要と認める事態が生じたとき。

(2) 水防顛末報告

町は、水防活動が終結したときは遅滞なく次の事項をとりまとめ、水防活動実施状況報告書の様式により現地指導班長（長生土木事務所長）に報告する。

- ア 降雨及び水位記録
- イ 出動及び水防解除の時刻
- ウ 消防機関等に属する者の出動の時刻及び人員
- エ 水防作業の状況
- オ 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその結果
- カ 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- キ 水防法第28条による収用又は使用機具、資材の種類、員数及び使用場所
- ク 障害物を処分した数量及びその理由並びに除去の場所
- ケ 土地を一部使用したときは、その箇所及び所有者名とその事由
- コ 他の水防管理者又は消防長に対して応援を求めたときはその状況
- サ 居住者出動の状況
- シ 警察官の出動状況
- ス 現地指導班の出動人員名簿
- セ 立退きの状況及びそれを指示した事由
- ソ 水防関係者の死傷
- タ 殊勲者及びその功績
- チ 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- ツ 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況
- テ 千葉県建設業協会及び電業協会の協力要請状況
- ト その他必要となる事項

第10節 交通・輸送対策

項目	担当
第1 警備・防犯	総務班、茂原警察署
第2 道路災害の警戒	建設班、総務班、茂原警察署、長生土木事務所、千葉県道路公社
第3 緊急通行路線の確保	建設班、茂原警察署、長生土木事務所、千葉県道路公社
第4 緊急輸送	総務班、健康福祉班、建設班

第1 警備・防犯

地震・津波編 第3章 第10節「第1 警備・防犯」に準ずる。

第2 道路災害の警戒

1. 大雨・洪水時の警戒

各道路管理者（建設班、長生土木事務所、千葉県道路公社）及び警察署は、風水害の警戒段階から管理する道路の巡視、点検を行うとともに、相互に連携して被災状況や交通規制等の状況を共有する。

特に、避難情報が発令された場合は、避難対象地区の道路の浸水、倒木等の被害状況を確認し、危険な状況等を確認した場合は速やかに町（総務班）に伝達する。

2. 降雪時の警戒

各道路管理者は道路の積雪状況を巡視し、幹線道路、積雪状況、交通量等を考慮して除雪路線や優先区間等を検討し、相互に連携して除雪を行う。

また、積雪状況や路面状況等を考慮し、凍結防止剤、融雪剤等を散布し、状況に応じて交通規制を実施し、交通の安全を確保する。

第3 緊急通行路線の確保

地震・津波編 第3章 第10節「第2 緊急通行路線の確保」に準ずる。

第4 緊急輸送

地震・津波編 第3章 第10節「第3 緊急輸送」に準ずる。

第11節 帰宅困難者等対策

地震・津波編 第3章「第11節 帰宅困難者等対策」に準ずる。

第12節 水・食料・生活物資等対策

地震・津波編 第3章「第12節 水・食料・生活物資等対策」に準ずる。

第13節 応急教育・応急保育等

地震・津波編 第3章「第13節 応急教育・応急保育等」に準ずる。

第14節 災害廃棄物・環境対策

地震・津波編 第3章「第14節 災害廃棄物・環境対策」に準ずる。

第15節 住宅対策

地震・津波編 第3章「第15節 住宅応急対策」に準ずる。

第16節 ライフライン施設等対策

地震・津波編 第3章「第16節 ライフライン施設等対策」に準ずる。

第17節 災害ボランティアの受入等

地震・津波編 第3章「第17節 災害ボランティアの受入等」に準ずる。

第18節 竜巻等対策

項目	担当
第1 竜巻情報の収集・伝達	総務班、税務班
第2 竜巻被害への対応	環境班、建設班

第1 竜巻情報の収集・伝達

1. 竜巻情報等気象情報の収集

町（総務班）は、気象庁から竜巻注意情報が発表された場合、その確度等を踏まえ、必要に応じて住民等へ速やかな広報を行う。

特に、竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて同報系防災行政無線等で速やかに竜巻への注意喚起を図る。

2. 被害情報の収集・伝達、調査

町（総務班）は、被災区域周辺の公共施設所管課に対して被害状況等の確認と報告を要請する。また、状況に応じて国や関係機関から航空写真等を入手し、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、災害救助法の早期適用を県に要請する。

なお、竜巻等の突風災害は被災区域が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進むことから、町（税務班）は、被害家屋調査及び罹災証明の発行を速やかに実施する。

第2 竜巻被害への対応

竜巻発生時における各種応急措置は本章各節に定める内容に準ずるが、竜巻等の突風災害の場合は次の点に留意する。

1. がれき等の処理

竜巻等の災害では、強風によって敷地内へ運ばれた廃棄物の撤去も必要となるため、町（環境班）は、がれき収納用の土のう袋等を調達し、被災者への供給に努める。また、被災地区での仮置場の設置や戸別収集の実施を検討し、必要な対応を図る。

2. 被災家屋の復旧支援

地震・津波編 第3章 第15節「第1 被災住宅の応急修理」に準ずる。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活再建支援

地震・津波編 第4章「第1節 被災者の生活再建支援」に準ずる。

第2節 災害復旧事業の推進

地震・津波編 第4章「第2節 災害復旧事業の推進」に準ずる。

第3節 災害復興計画

地震・津波編 第4章「第3節 災害復興計画」に準ずる。

